相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市田中町一五七番地、最後の住所奈良市南京終町四丁目三七五番地の四　サン不動産ビル一〇〇号

被相続人　亡　中野　眞二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月九日

奈良県橿原市内膳町五―三―三一フクダ不動産八木駅前ビル三階奈良総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木育子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡上関町大字祝島六三一番地、最後の住所山口県熊毛郡上関町大字祝島三三三番地　被相続人　亡　蛭子　繁代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月九日

事務所山口県岩国市山手町一―一―一〇　サンピアやまて一〇二　岩国林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡山都町金内一一九三番地二、最後の住所熊本県菊池郡大津町大字森五四番地二　三気の里

被相続人　亡　舞永　賀文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月九日

事務所熊本市中央区京町本丁一―二二

相続財産管理人　弁護士　小林法子こと　池上　法子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市大字海崎七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫻井　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月九日

宮崎県延岡市東本小路一番地八

相続財産管理人　甲斐　雅則

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年七月九日

一、墳墓等所在地　㈠愛知県岡崎市大和町字牧内一番地四　㈡愛知県岡崎市大和町字中切三番地一

一、墳墓等の名称　㈠大和町牧内墓地　㈡大和町中切墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市大和町字平野二二番地　大和町墓地管理委員会　三浦　克好

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第十八条の二第一項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第五項の規定により次のように公告します。

一、当該許可割賦販売業者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　株式会社アークベル

②　代表者の氏名　代表取締役　北村　芳明

③　主たる営業所の所在地　新潟県新潟市中央区南笹口二丁目七番二〇号

④　その他営業所及び代理店の名称及び所在地

長岡支社　新潟県長岡市千秋一丁目一〇〇〇番地一

三条支社　新潟県三条市興野三丁目一一番一一号

新津支社　新潟県新潟市秋葉区金沢町二丁目一番一二号

新発田支社　新潟県新発田市大栄町三丁目三番二四号

酒田支社　山形県酒田市若原町二番一二号

鶴岡支社　山形県鶴岡市錦町三番八号

新潟支社　新潟県新潟市中央区女池東一丁目二番一〇号

柏崎支社　新潟県柏崎市宝町三番二五号

村上営業所　新潟県村上市仲間町大沢六〇〇番地七

水原営業所　新潟県阿賀野市安野町二四九番地一

小千谷営業所　新潟県小千谷市城内二丁目九番一号

雅裳苑本店　新潟県新潟市中央区南笹口二丁目七番二〇号

新潟セレモニー　新潟県新潟市中央区女池東一丁目二番一〇号

ブライダルステージデュオ　新潟県新潟市中央区堀之内南三丁目七番一〇号

ブレストン　新潟県新潟市中央区万代三丁目三番一号

ピアザラルーチェ　新潟県新潟市中央区新光町八番地一

雅裳苑長岡支店　新潟県長岡市石動町三二四番地二

長岡ベルナール　新潟県長岡市千秋一丁目一〇〇〇番地一

雅裳苑新発田支店　新潟県新発田市緑町二丁目四番二二号

雅裳苑三条支店　新潟県三条市興野三丁目一一番一一号

雅裳苑柏崎支店　新潟県柏崎市宝町三番二五号

雅裳苑鶴岡支店　山形県鶴岡市錦町三番八号

雅裳苑酒田支店　山形県酒田市若原町二番一二号

雅裳苑村上営業所　新潟県村上市仲間町大沢六〇〇番地七

雅裳苑水原営業所　新潟県阿賀野市安野町二四九番地一

雅裳苑小千谷営業所　新潟県小千谷市城内二丁目九番一号

二、廃止した営業所又は代理店の名称及び所在地並びにその廃止年月日

大海商事株式会社本店　新潟県新潟市西区大学南一丁目七八一〇番地二　平成二十六年十一月二十八日

グランマーレ金塚店　新潟県新発田市下坂町七二六番地一　平成二十六年十一月二十八日

グランマーレ豊栄店　新潟県新潟市北区石動一丁目一七番七　平成二十六年十一月二十八日

大海商事株式会社神林店　新潟県村上市宿田字上沢田二〇一番三　平成二十六年十一月二十八日

グランマーレ燕三条店　新潟県燕市井土巻五丁目一七七　平成二十六年十一月二十八日

大海商事株式会社柏崎店　新潟県柏崎市長浜町六番四三西シェビル一階　平成二十六年十一月二十八日

グランマーレ阿賀野店　新潟県阿賀野市草水一六四番一　平成二十六年十一月二十八日

大海商事株式会社フィオーレ店　新潟県燕市吉田日之出町六九八番三　平成二十六年十一月二十八日

三、①　営業保証金の総額　金百八十五万円

②　取戻しをしようとする営業保証金の額　金四十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十七年七月九日

新潟県新潟市中央区南笹口二丁目七番二〇号　株式会社アークベル

代表取締役　北村　芳明

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十七年五月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月九日

島根県松江市東朝日町一二〇番地二　山陰トラック事業厚生年金基金

代表清算人　狩野　文男